

請求書における押印等の見直しについて（お知らせ）

神戸市では債権者の負担軽減を図るため、令和3年4月から、国および県の法令・条例・通知等により押印が義務付けられているもの及び契約や要綱等で請求書に請求者の記名・押印を求めているもの等を除き、請求書への押印について原則廃止とさせていただきます。

1. 見直しの内容

(1) 請求書への押印廃止及び法人の場合の代表者職・氏名の記載省略

請求書への押印を廃止します。また、債権者が法人の場合、代表者職・氏名の記載を省略できるものとします。

今回の見直しに伴い、電子メール・FAX等での提出も可能とします。

ただし、受領委任状（請求及び受領委任状含む）については、これまでどおり委任者・受任者とも押印及び代表者職・氏名の記載が必要ですのでご注意ください。※国および県の法令・条例・通知等により受領委任状への押印廃止が既に示されているものは除きます。

なお、委任者と受任者の名称に同一法人もしくは団体に属する組織等が入っている場合については受領委任状を省略できるものとします。

(2) 納品書と請求書の同時受付

これまで請求書の発行は、納品検査合格日以降にさせていただくよう求めてきましたが、納品書と請求書の同時受付を可能とし、「納品書兼請求書」の使用も認めるようにします。

2. 適用年月日

令和3年4月1日以降に神戸市が受理した請求書から適用します。

3. 債権者登録手続きの見直しについて

請求書への押印廃止等に伴い、債権者登録における使用印鑑及び代表者職・氏名の登録を廃止します。ただし、登録申請書には、これまでどおり代表者職・氏名の記載が必要です。

(1) 登録内容

使用印鑑及び代表者職・氏名以外の登録内容に変更はありません。

(2) 変更申請

住所、法人名称、氏名（法人でない場合）、電話番号、受取人項目及び振込口座の変更があった場合のみ変更申請が必要です（使用印鑑、代表者職・氏名の変更は申請不要です）。

新規申請時及び振込口座を変更する場合は、振込口座の「預金通帳の写し」又は「振込口座確認書」などの口座確認書類の添付が必要となります。

(3) 適用年月日

令和3年4月1日以降受付分から適用します。